

○内閣府は指定活用団体に対する監督の責任を負う

休眠預金等の活用にあたっては、民間の創意工夫を活かすため、国の関与は最小限にとどめるという考え方に立っている。その観点から、内閣府は、指定活用団体に対する監督、基本方針・基本計画の策定等について責任を負うこととしている。

具体的には法律に基づき、以下のような監督権限等を有している。

- ① 基本方針・基本計画の策定・公表を通じて、休眠預金等の活用に関する国としての考え方を示す（法18条、法19条）
- ② 指定活用団体が作成する民間公益活動促進業務規程、事業計画等の認可（法23条1項、法26条1項）
- ③ 事業報告書等を提出させた上で評価（法26条4項、法19条2項4号）
- ④ 役員を選任または解任の認可（法24条1項）
- ⑤ 法令違反、不正等があった場合においては役員解任を命令（法24条2項）
- ⑥ 報告又は資料の提出（法43条1項）
- ⑦ 立入検査（法44条1項）
- ⑧ 必要な限度において監督上必要な命令（法31条）
- ⑨ 指定活用団体が事業を適正かつ確実に実施できない等は指定の取消し等（法33条1項）

○指定活用団体は、事業が適正に遂行されるよう、資金分配団体を監督しなければならない【法22条3項】

休眠預金等の活用に関する事業が適正に行われるように、指定活用団体は資金分配団体に対して必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずる。

具体的には以下の事項を民間公益活動促進業務規程で規定した上で、公募要領や契約事項等で盛り込むことにより、指定活用団体が資金分配団体に対し、必要な監督を行うことができるようにする。

- ① 毎年度の監査、必要に応じ報告徴収や検査の実施
- ② 事業報告書を提出させること
- ③ 不正や目的外使用があった場合には契約に基づき、助成金等を返還させること

○資金分配団体は、民間公益活動を適切かつ確実に遂行するように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとする【法22条4項】

休眠預金等の活用に関する事業が適切に行われるように、指定活用団体が資金分配団体に対する監督行為と同様のことを求めることにより、資金分配団体も民間公益活動を行う団体に対して必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずる。

具体的には以下の事項を民間公益活動促進業務規程で規定した上で、公募要領や契約事項等で盛り込むことにより、資金分配団体が民間公益活動を行う団体に対し、必要な監督を行うことができるようにする。

- ① 毎年度の監査、必要に応じ報告徴収や検査の実施
- ② 事業報告書を提出させること
- ③ 不正や目的外使用があった場合には契約に基づき、助成金等を返還させること

【参考】休眠預金等活用法(抄)

(民間公益活動促進業務の適正な実施等)

- 第22条** 指定活用団体は、民間公益活動促進業務を行うに当たっては、休眠預金等交付金に係る資金がこの法律並びに基本方針及び基本計画に従って公正かつ効率的に活用されるようにしなければならない。
- 2 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、この法律並びに基本方針及び基本計画並びに助成等の目的に従って誠実にその事業を行わなければならない。
- 3 指定活用団体は、前項の事業が適正に遂行されるよう、前条第一項第一号の業務を行う場合にあっては資金分配団体を、同項第二号の業務を行う場合にあっては民間公益活動を行う団体を、それぞれ監督しなければならない。
- 4 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体が休眠預金等交付金に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとする。
- 5 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の決定は、公募の方法により行うものとする。

(役員を選任及び解任)

- 第24条** 指定活用団体の役員を選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 内閣総理大臣は、指定活用団体の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、前条第一項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程に違反する行為をしたとき又は民間公益活動促進業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定活用団体に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

- 第31条** 内閣総理大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、指定活用団体に対し、民間公益活動促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

- 第33条** 内閣総理大臣は、指定活用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 民間公益活動促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があったとき。
- 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき又は第二十三条第一項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程によらないで民間公益活動促進業務を行ったとき。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(休眠預金等活用審議会の設置)

- 第35条** 内閣府に、休眠預金等活用審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一～五 (略)
- 六 民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告すること。
- 3 内閣総理大臣は、前項第六号の規定による勧告に基づき講じた措置について審議会に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

- 第43条** 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関(金融機関代理業者を含む。)若しくは銀行持株会社等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次項において同じ。)又は指定活用団体に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2～3 (略)

(立入検査)

- 第44条** 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に金融機関等(金融機関代理業者を含む。第六項において同じ。)若しくは指定活用団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2～7 (略)